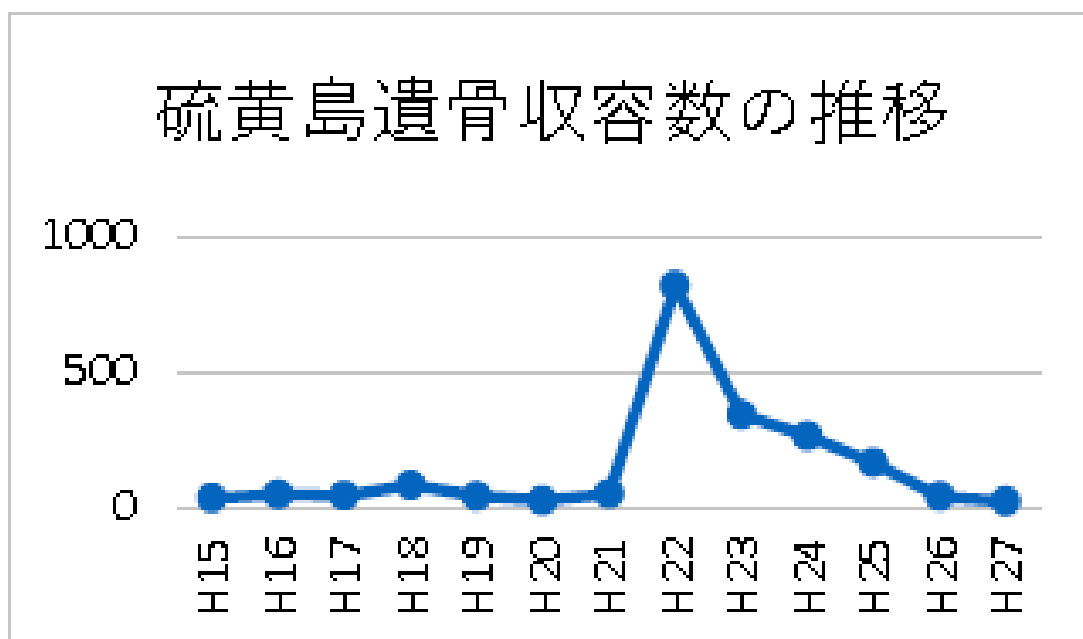


第三話 硫黄島遺骨収集・帰還事業の概要

1 概要

硫黄島における遺骨収集は、昭和 27 年以降、今までに計 128 回にわたり行われ、戦没者 21,900 人中帰還数 10,390 柱となっており、帰還率は約 47% である。(平成 29 年 1 月末日現在)

近年の収容数の推移は次の通りである。



注:平成 22 年度は、米国調査に基づき判明した集団埋葬地等から 822 柱が収容された。

2 戦没者遺骨収集法成立以前の遺骨収集状況等

(1) 昭和 27 年以降

米国の施政権下にあった昭和 27 年に、91 柱の御遺骨が収集され、帰還した。

(2) 日本返還後（昭和 43 年 6 月）以降から平成 28 年 11 月まで

年に複数回の遺骨収集が実施されて、平成 28 年 11 月現在で 127 回実施された。

(3) 菅内閣の特命チーム設置と帰還プランの策定

- 平成 22 年 8 月 10 日、菅内閣は硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム（リーダー:阿久津幸彦内閣総理大臣補佐官）を設置し、帰還プランを策定した。

帰還プランの概要

平成 25 年度までの 3 ヶ年の取組

- ①徹底した米国資料の分析等 米国公文書館等
- ②面的調査の実施 埋葬地情報に基づく調査・掘削、滑走路下は資料調査と

科学的手法により実施

・米国における調査を実施し、同国の国立公文書館と国防総省捕虜・行方不明者調査局 (DPMO) を訪れ、日本兵の集埋葬地 (enemy cemetery = 敵の墓地) の存在を記載した資料を確認できた。

・同年 10 月以降、平成 22 年度中に、同資料によって確定された 2 か所の集埋葬地から、近年例にない多さの遺骨が発見された。

・尚、第一次安倍内閣は国策として、遺骨収集事業を推進すべく予算も計上したが、鳩山内閣によりストップとなった。その後、森元首相や栗林中将のお孫さんである新藤参議院議員の働きかけにより特命チームの発足となったものである。

(4) 関係省庁会議の設置等

・平成 25 年 3 月 21 日「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議が設置された。

・調査の継続

・硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針の概要

(平成 25 年 12 月 11 日)

①平成 24 年度及び平成 25 年度に防衛省が実施した、高性能地中探査レーダ等による滑走路地区の探査の結果、

3 箇所(うち、未探索の壕が 1 箇所、過去に探索済みの壕が 2 箇所)が、1798 箇所(うち、現滑走路下には 101 箇所)に固形物の反応が、それぞれ確認された。

調査結果は下図の通りである

高性能地中探査レーダ(地下壕)の調査結果



②これを受けて、滑走路地区（滑走路、誘導路、給油施設等）の遺骨収集帰還については、政府として、

以下の通り対応することとする。

(1) 未探索の壕（1箇所）について掘削を行うとともに、探索済みの壕（2箇所）についても再確認を行い、

遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う。

(2) 高性能地中探査レーダの反応箇所については、できる限り速やかに、その全てについて掘削を行い、

遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う。

(3) (1)及び(2)の掘削・遺骨収容については、厚生労働省において、防衛省の支援を得て行うものとする。

(4) (1)及び(2)の掘削・遺骨収容終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の

掘削・遺骨収容を進めるものとする。

3 遺骨収集推進法の制定後の状況等

(1) 遺骨収集推進法に基づく集中実施期間設定

推進法に基づく基本計画の別紙「集中実施期間における地域ごとの取り組み方針」にお

いて、次のように定められている。

『「硫黄島における遺骨収集帰還推進に係る関係省庁会議（平成25年3月21日関係省庁申し合わせ）において策定された取り組み方針を踏まえ、厚労省は関係省庁と連携を図りつつ、戦没者の遺骨収集を推進するものとする。」と定められた。

（2）米と共同で戦没者遺骨収集 来年度から日本政府

2016年12月24日の報道によれば、政府は戦後処理問題への対応の一環として、米国と共同で戦没者の遺骨収集に乗り出す方針を固めたと云う。

複数の日本政府関係者が23日、明らかにした。日米戦争の舞台になった太平洋地域を中心に、来年度から実施する方向だ。遺骨の確認調査で高度な科学的知見を持つ米軍の関係機関と連携し、停滞する収集事業を加速させる。同盟強化の礎とする狙いがある。

（3）遺骨鑑定を「歯」限定から「四肢骨」に拡大

平成29年1月5日付読売新聞によれば、厚生労働省は、第2次世界大戦で亡くなった戦没者の遺骨のDNA鑑定事業で、今は「歯」に限定している検体を、大腿骨や腕の骨などの「四肢骨（ししこつ）」に拡大する方針を固めたと云う。

米国や韓国ではすでに四肢骨による鑑定が定着しており、遺族から導入を求める声が高まっていた。歯のない遺骨は今なお、少なくとも毎年数百人分が収集されており、身元特定の可能性が広がることになる。

厚労省は2003年度、遺骨のDNA鑑定を開始。検体は、硬いエナメル質に覆われ、長期間経過しても高い精度で個人を特定できる核DNAが抽出しやすい歯を原則とし、四肢骨は抽出の確率が低いなどとして対象外とされていた。

4 平成28年度の実施計画

（1）概要

平成28年度は、推進法の定める集中実施期間の初年度であり、関係省庁会議で次のように定められた。

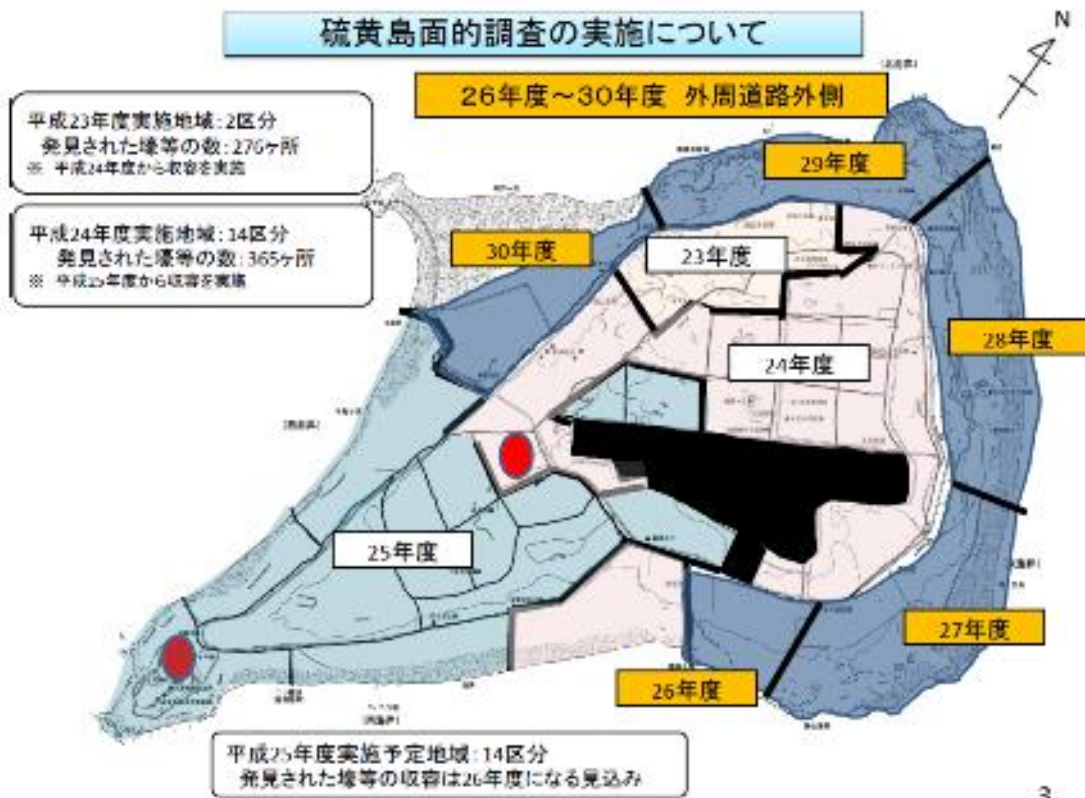
関係省庁会議が決定した「平成28年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」（H28/3/28）の概要は、以下の通りである。

①滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

未探索の壕の掘削、探索済みの壕の再確認、隼地区の反応個所の掘削等

②外周道路外側の面的調査、遺骨収容の実施

平成28年度の区分部分



③面的調査の確認壕等の遺骨収容

(2) 平成28年度の収容派遣実績等

| 次 | 期 間 | 派遣団の 人員 | 実施地域 | 収容 数 |
|---|------------------|------------|--------------------------------|---------|
| 1 | 6月7日～6月22日 | 29名 | 東部9か所の地下壕、トーチカ 2、地表1 | 1柱 |
| 2 | 9月27日～10月1 2日 | 39名 | 東部14ヶ所の地下壕トーチ カ、地表2 | 8柱 |
| 3 | 11月21日～12月 7日 | 34名 | 硫黄島東部16箇所の地下壕及 びトーチカ、1箇所の地表 | 4柱 |

(第三話 了)